

横須賀市災害時における職員の自家用車公用使用の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市地域防災計画に基づく災害応急対策構成員の動員に当たって緊急やむを得ない場合に限り行う職員の自家用車の公用使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自家用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両で、職員又はその家族が所有し、又は使用するものをいう。

(自家用車の公用使用)

第3条 自家用車は、原則として公用使用をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、職員の申出に対し、災害対策本部長、災害警戒本部長又は部局配備時における部局長（以下「災害対策本部長等」という。）が、災害時又は災害の発生が予想される場合（以下「災害時等」という。）に、あらかじめ指定された場所へ参集する手段として認めたときに限り、自家用車を公用使用することができるものとする。この場合において、災害対策本部長等は、次に掲げるときは自家用車の公用使用を認めることができない。

(1) 当該自家用車の整備が不良であると認められるとき。

(2) 当該自家用車が自動車（自動二輪車を除く。）である場合にあっては、当該自家用車について自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条に規定する自動車損害賠償責任保険（以下単に「自動車損害賠償責任保険」という。）及び任意自動車保険対物補償500万円、対人補償1億円以上の契約をしていないとき。

(3) 当該自家用車が自動二輪車及び原動機付自転車である場合にあっては、当該自家用車について自動車損害賠償責任保険の契約をしていないとき。

(4) 当該自家用車が軽車両のうち自転車である場合にあっては、当該自家用車について自転車損害賠償責任保険等の契約をしていないとき。

(5) その他当該職員が正常な運転に適さないと認められるとき等特別な事由があると認められるとき。

(職員の注意義務)

第4条 職員は、自家用車を公用使用するに当たっては、走行中及び駐停車中を含めその使用期間中において、公用車の使用における注意と同様の注意を

払わなければならない。

(旅費の不支給)

第5条 自家用車を公用使用したときは、当該職員に対し旅費を支給しない。

(交通事故等)

第6条 第3条第2項の規定により公用使用をする自家用車（以下「公用自家用車」という。）について当該公用使用に関連した交通事故、道路交通法違反事件等が発生した場合は、公用自家用車の使用者は、災害対策本部長等に報告し、その指示に従うものとする。

2 前項に規定する場合において第三者に損害を与え、損害賠償の責任を負ったときは、その賠償額が自動車損害賠償責任保険及び任意保険により支払われた保険金を超えるときは、市は、その差額に相当する額を負担するものとする。この場合において、使用者である職員に故意又は重大な過失があったときは、市は、当該職員に対して求償をすることができる。

(自家用車についての損害)

第7条 公用自家用車の使用の始期から終期までの間に発生した当該公用自家用車の故障又は事故等に係る損害については、市は、職員の過失の有無にかかわらず、その責任を負わないものとする。

(緊急事項等)

第8条 この要綱に定めのない事項又は緊急を要する事項については、公用自家用車の使用者は、災害対策本部長等に報告し、その指示に従うものとする。ただし、市民の生命に関わるとき等特に緊急を要するときは、この限りでない。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、災害時における自家用車の公用使用に関し必要な事項は、市長室長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。